



後期高齢者医療制度 ～ デメリット～

B班

柏木 神澤 畑山

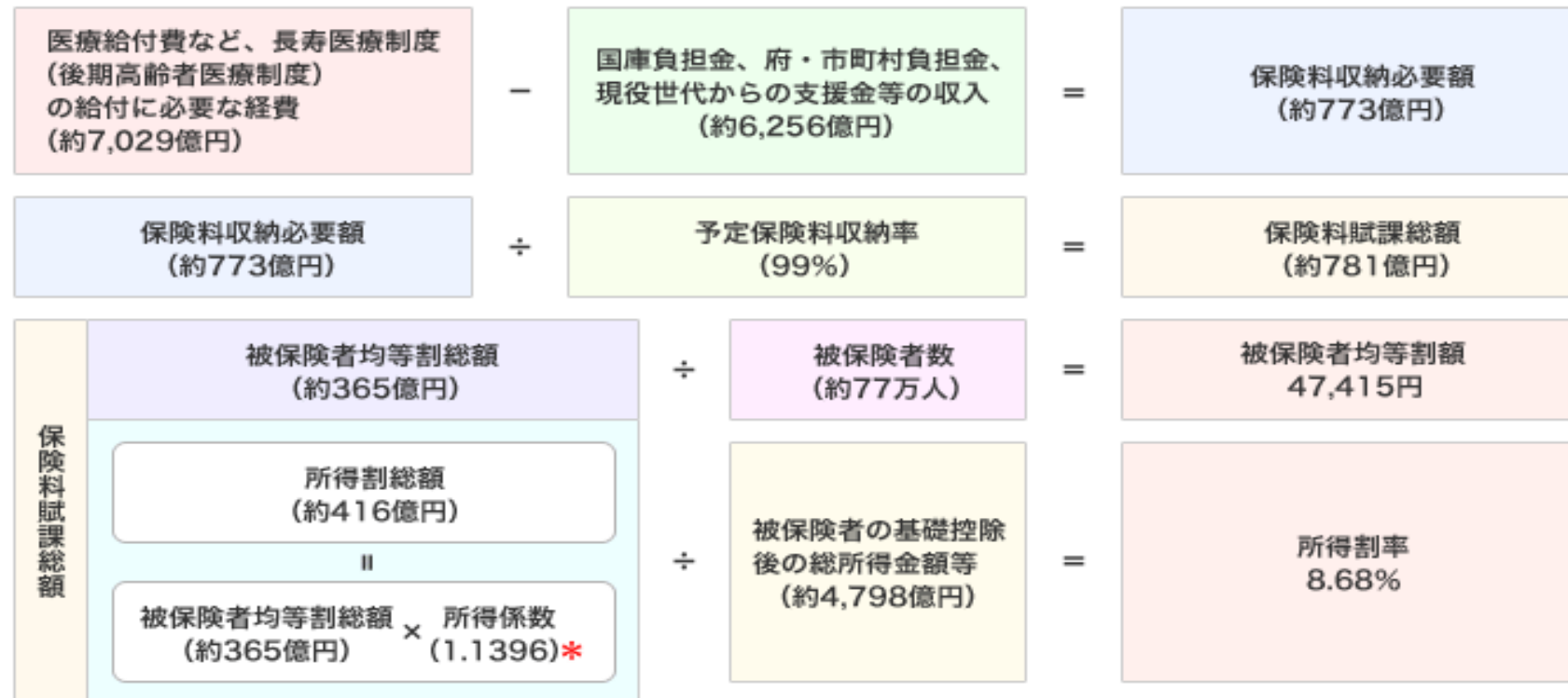
後期高齢者医療制度 ~ デメリット ~

負担

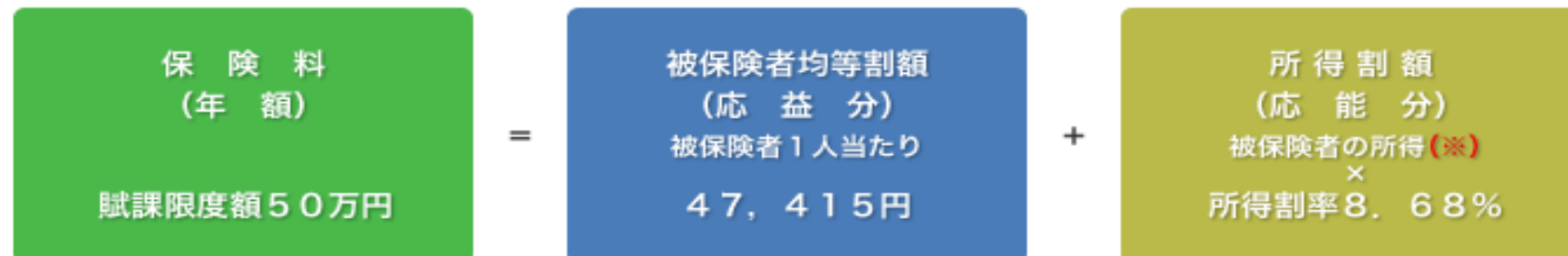
対象者：

- ・ 75歳以上の人（生活保護受給者は適用除外）
- ・ 65歳～74歳の人で、申請により**広域連合**が一定の障害の状態（ ）にあると認めた人
 - ・ 国民年金法等障害年金：1・2級
 - ・ 身体障害者手帳：1・2・3級及び4級の一部
 - ・ 精神障害者手帳：1・2級
 - ・ 療育手帳：A

■大阪府における保険料の決め方(平成20・21年度)



* 所得係数 = 被保険者の当広域連合一人当たり所得 ÷ 全国一人当たり所得



* 所得割額の算定にかかる被保険者の所得は、「基礎控除後の総所得金額等(注)」を基準とします。

後期高齢者医療制度 ～ デメリット ～

強制

原則として年金から保険料を「天引き」

受給している年金額が、年額18万円以上

※この場合の年金とは、特別徴収対象年金のことを指します。

(特別徴収対象年金 = 老齢退職年金、障害年金及び遺族年金)

具体的な年金の種別は別表のとおりです。

ある

特別徴収

年金から天引きされます

年6回ある年金支給の際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

ない

普通徴収

納付書・口座振替により納めます

毎年度7月から翌年3月までの9期に納入いただきます。

<http://www.kouikirengo-osaka.jp/longlife/insurance.html>

後期高齢者医療制度 ～ デメリット ～

制裁

保険料を滞納した場合・・・

○納期限を過ぎて、納付がない場合、督促状が送付されます。（延滞金が課される場合があります。）



○ さらに特別な事情もなく **滞納が1年以上続いたとき**は被保険者証を返還いただき、『被保険者資格証明書』が交付される場合があります。

資格証明書でお医者さんにかかると、一旦、全額自己負担（10割）になります。その後、お住まいの市町村担当窓口で申請することで本来の自己負担分を除いた額が支給されます。



○ 理由もなく、1年6ヶ月以上の滞納となった場合は、保険給付の全部又は一部が差し止められます。



○ 財産などが差し押さえられる場合があります。

※ 保険料は期限内に納めるようにしましょう。

また、納付が困難なときは、お早めに市町村担当窓口にご相談ください。

後期高齢者医療制度 ~ デメリット ~

欠陥

高齢化が進んでいくと…

- ・人口に対する後期高齢者の割合が増える

医療給付費も増える

- ・人口に対する現役世代の割合が減る

後期高齢者支援金は減る

保険料値上げ、又は医療サービスの抑制